



東京税理士会日本橋支部会報

第 127 号

平成 23 年 1 月 1 日

東京税理士会日本橋支部

〒103-0013 中央区日本橋人形町3-11-10

ホックク人形町ビル

☎ 3662-3979

メールアドレス t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

ホームページURL <http://www.nihonbashi-tax.jp/>

発行人 支部長 中 島 美 和

編集人 広報部長 高 橋 美 津 子

印刷 (株) 税 経



日本銀行（広報部）

謹 賀 新 年

本年もよろしくお願いたします

東京税理士会 日本橋支部

支部長 中島 美和
副支部長 藤山 清春
副支部長 岡田 昇
副支部長 浅見 達雄
副支部長 木下 純一
総務部長 佐々木則司
研修部長 滝口 利子

広報部長 高橋美津子
厚生部長 井上 眞一
組織部長 青木 久直
経理部長 中沢 勇
綱紀監察部長 浅井 光政
税務支援対策部長 須佐 正秀

平成23年元旦

東京税理士会

理 事 若狭 茂雄
理 事 坂下眞一郎
理 事 福本 光男
理 事 山本 勝
理 事 本田 純二



新年のご挨拶



支部長 中島美和

新年明けましておめでとうございます。

平成23年の年頭に当たり支部会員の皆様に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

支部長として新年のご挨拶を申し上げるのも、4度目となりました。ご存知のとおり、本年は税理士会役員改選の年に当たります。支部役員の任期も、支部長・幹事・監事のそれぞれが本年6月で満了し改選となりますが、昨年の選挙規則の改正により、任期満了の前年12月10日までに選挙を実施することとなりました。初めてのことで若干ドタバタしましたが、昨年11月に立候補を受け付けたところ、定員と同数の立候補があり新役員の顔触れが決まりました。次期支部長には藤山清春現副支部長が当選され、私の任期は支部総会の開催される6月21日まで、あと6カ月弱となりました。とは言えあと半年、新執行部への引継ぎを含め支部運営に全力を傾けますので、本年もよろしく願いいたします。

さて、今年の干支は卯年です。本号には恒例の“年男・年女シリーズ”に多くの会員から原稿をいただきました。私の干支も卯でして、誕生日を迎えますと還暦になります。広報部長から支部長の挨拶原稿の依頼はありましたが、年男の原稿依頼はありませんでしたので、どうかとも思いましたが、この欄をお借りして年男について書かせていただきます。

12年前の年男の随筆にどんなことを書いたか全く記憶にありませんでしたので、会報第87号を引っ張り出して改めて読んでみました。当時は新年号の発行が1月末、原稿締め切りが1月初旬でした。どうも現在と同じような暮らしをしていたようで、1月2日に事務所でチビチビやりながら書いたようで、税理士登録12年目で支部広報部委員6年目の私がそこに居ました。登録からの12年を振り返り、それまでの48年間のうちその12年がいかにも中身の濃い12年だったか、そして将来の税理士業務に思いを馳せている自分の文章を読み、原点に返ったような気持ちになりました。

今考えると、それからの12年は更に中身の濃い12年となりました。本会理事、副支部長そして支部長を4年ずつ経験してきたことになります。これはひとえに、支部顧問相談役をはじめとする諸先輩方のお引き立てと、親しくお付き合いをさせていただいている税理士仲間、そして会員の方々に支えていただいたことの賜と感謝の気持ちでいっぱいです。そして、還暦を迎える年に支部長を退任するのも、良い区切りのような気がします。次の年男まで元気でいられるか、また税理士制度がどうなっているかわかりませんが(12年前にも同じことを書きました)、税理士となってから3度目の12年を充実したものにするため、初心に帰って努力して行こうと思っています。

支部長のご挨拶に戻ります。日本橋支部では、本年2月から毎週第2水曜日(3月は第1と第2水曜日)午後1時30分より4時30分まで支部事務局におきまして、事前予約制の税務相談を行うこととなりました。税理士会が行う社会貢献事業の一端を担うものであり、会員の皆様のご協力を仰ぎながら、実のあるものにしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、姉崎日本橋税務署長様のご挨拶にもありますとおり、昨年11月の「税を考える週間」におきまして、日本橋税務関連八団体合同による「e-Tax・eLTAX利用促進宣言」を發表しました。日本橋支部では情報システム委員会及び電子申告推進委員が先頭に立って、支部会員の電子申告利用者件数が少しでも増加するよう努力しておりますので、会員の皆様のご協力お願いいたします。1月は法定調書合計表の提出業務がありますが、私の経験からe-Tax手続の中でも取っ付きやすい手続だと思います。まだ、経験のない会員は一度経験してみてください。そして、日本税理士会連合会の発行する、「電子証明書」を未だ取得されていらっしゃる会員におかれましては、是非、取得手續をお願いいたします。



年頭のごあいさつ



日本橋税務署長 姉崎正栄

新年あけましておめでとうございます。

平成23年の年頭に当たり、東京税理士会日本橋支部の皆様方に謹んで新年のお祝いを申し上げます。

中島支部長をはじめ、日本橋支部の役員並びに会員の皆様方には、常日頃から税務行政に対しまして、深いご理解と多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

間もなく確定申告の時期となりますが、平成22年分の確定申告につきましても、円滑な実施に向けて署を挙げて全力で取り組んでいくこととしております。

日本橋支部におかれましては、無料申告相談をはじめ、パソコンによる確定申告センターへの派遣など様々なご支援・ご協力をいただくこととなっております。大変心強く思っております。

さて、最近の税務行政は、限られた定員の下で、申告件数が増加し、社会経済状況の変化に伴い調査・徴収事務が複雑・困難化しているという厳しい環境の中で行っていく必要があります。

このような状況にあって、私どもは、「適正・公平な税務行政の推進」と「納税環境の整備」という国民の負託に応えて、国民から信頼される税務行政を引き続き行っていくことが重要と考えております。

また、納税者利便の向上と事務の効率化の推進という面から、「e-Taxの利用促進」、「内部事務の一元化」に取り組んでいるところであります。

特に、e-Taxの利用促進については、平成25年度までに利用率65%（法人税、消費税申告など先行手続きは、平成23年度まで70%）という目標の達成に向けて、全力で取り組んでいるところでありますが、東京局の利用率は、全国値を下回っている状況にあり、また、日本橋署における利用割合をみますと、特に法人税について、更なる利用拡大を図っていく必要があります。

日本橋支部におかれましては、これまでも電子申

告推進委員の設置や研修会の開催のほか、関係八団体合同によるe-Tax勸奨文の送付及び「税を考える週間」における「e-Tax・eLTAX利用推進宣言」など、e-Taxの利用促進に向けて、多大なご支援、ご協力をいただいているところでありますが、今後、更なる利用促進を図っていくため、ご自身の申告はもとより、関与先へのe-Tax利用に向けた指導とともに、税理士の皆様方には、代理送信の利点を最大限に活用し、e-Taxの利用促進につきましても、より一層のご理解とお力添えを賜りますよう、特にお願い申し上げます。

これから、法人税及び消費税の申告とともに法定調書の提出、所得税等の確定申告と続いてまいります。e-Taxによる代理送信を1件でも多くご利用いただきますようお願い申し上げます。

本年が、電子政府の構築に向けて、大幅なe-Taxの利用促進の一年となることを願っております。

また、書面添付制度につきましては、いわゆる「調査省略通知」の制度を実施しておりますが、税務執行の一層の円滑化・簡素化を図っていくため、引き続き、記載内容の充実及び書面添付割合の向上に向けた更なる取組みをお願い申し上げます。

今後とも適正な申告・納税制度を引き続き推進していくためには、「独立した公正な立場において、納税義務の適正な実現を図る」という公共的使命を担っておられる税理士の皆様のご理解とご協力が不可欠であります。

東京税理士会日本橋支部の皆様には、本年もより一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

最後に、新しい年、平成23年が東京税理士会日本橋支部の益々のご発展と会員の皆様の益々のご繁栄の年になりますよう、心から祈念いたしまして、年頭のごあいさつとさせていただきます。

研究
論文

現行の国税不服申立ての要件

互井 敏勝



1 はじめに

ご存知のとおり、先般の通常国会（169回国会）に上程されていた行政不服審査法の改正案に伴う国税に関する不服申立てに係る国税通則法の見直しについては、廃案となったところですが、現在、行政刷新会議に行政救済制度検討チームが設置され、行政不服審査法の改革、不服申立前置の全面的見直し等について検討がなされており、改めて、行政不服審査制度について注目されているところです。

ところで、最近の国税における異議申立て及び審査請求の状況を見てみると、平成21年度における全体の処理件数のうち却下されている決定及び裁決の占める割合がそれぞれ16.1%、11.7%もあります（国税庁ホームページ）。

却下とは、不服申立てに対する決定、裁決の態様の一つであって、当該不服申立てが法定の期間経過後にされたものであるときなど不服申立ての法定要件を欠くことにより不適法なものとして、当該不服申立てに理由があるかどうかの判断を拒否する異議審理庁ないし国税不服審判所長の結論であり、要するに、提出された不服申立てに何かしらの形式上の不備があるため実質審理されることなく認められなかった、いわば門前払いされたものです。

このように、不服申立てについて実質審理されることなく門前払いされるのは、①不服申立てをすることができない処分を対象とするとき、②不服申立ての対象となった処分が存在しないとき、③権利利益の侵害がないとき、④不服申立てをすることができない者であるとき、⑤不服申立期間経過後にされたときなど、さまざまな要因があります。

国税不服申立制度における不服申立ての要件は、その適否について判定するのにむずかしいものが多々あります。つまり、誰が何について不服

申立てをすることができるかについて、判然としないものがあります。そこで、現行の国税不服申立制度における不服申立ての要件のうち、わかりにくい点について確認することとします。

2 不服申立ての対象となる処分等

(1) 国税に関する法律に基づく処分

国税通則法75条では、「国税に関する法律に基づく処分」で次の各号に掲げるものに不服がある者は、当該各号に掲げる不服申立てをすることができる」と定めています。

ここで、「国税に関する法律」とは、国税通則法、国税徴収法、所得税法、租税特別措置法等の国税について、課税標準、税率、納付すべき税額の確定、納付、徴収、還付等国と納税者との間の権利義務に関する事項を規定している法律をいうものとされています（志場喜徳郎共編「国税通則法精解」（大蔵財務協会2007））。

国税とは、国が課する税のうち関税、とん税及び特別とん税以外のものをいうことから（通法2一）、租税に関する法律であっても、例えば、関税法や地方税法は、これに含まれません（不基通（異）75-1（注）2）。

また、処分とは、直接国民の権利義務に影響を及ぼす法律上の効果を生じさせる行政庁の公権力に当たる行為をいい、外部に対してされることが必要とされています（不基通（異）75-1）。

国税通則法75条により国税に関する法律に基づく処分について、不服申立てを行うことができる典型的なものとしては、国税の更正決定、滞納処分、税法上の各種の申請を拒否する行為等があります。

これらの処分については、原則として国税通則法による不服申立てをすることができます。ただし、酒税法2章に定められる酒類の免許等

に関する処分は、国税に関する法律に基づく処分であっても、その許認可の内容は一般の行政処分となんら変わるところはないため、国税通則法上の不服申立てではなく、行政不服審査法上の不服申立てによることになっています（通法80②）。

(2) 国税に関する法律に基づく処分に該当しない処分

イ 行政不服審査法上の処分

税務行政庁が行う処分のうち、事実行為は、国税に関する法律に基づく処分ではありません。

事実行為とは、公権力の行使に当たる事実上の行為で、人の収容、物の留置その他その内容が継続的性質を有するものをいいます（行審法2①）。具体例としては、酒税法53条5項に定められる酒類の容器等の施封などがあります。

税務行政庁の事実行為については、国税に関する法律に基づく処分ではないので、これらの処分に不服があるときは、行政不服審査法上の不服申立てによることになります。

ロ 国税に関する法律以外の法律に基づく処分

国税に関する法律以外で、税務行政庁に直接関連する法律としては、例えば、税理士法や酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律などがあります。これらの法律に基づく処分については、一般の行政処分の場合と同様に、行政不服審査法上の不服申立てによることになります。

(3) 不服申立てができない処分

国税不服申立制度では、異議決定や裁決など次に掲げる不服申立てについてした処分、行政不服審査法4条1項7号（国税犯則取締法等に基づく処分）に掲げる処分に対しては、不服申立てをすることができません（通法76）。

イ 補正要求（通法81②、91①）

ロ 異議申立てについての決定（通法83）

ハ 補佐人帯同の不許可（通法84①、101①）

ニ 審査請求についての裁決（通法92、98①②）

ホ 閲覧請求の不許可（通法96②）など

不服申立てについてした処分に対して不服申立てができないこととされている理由は、こ

のような処分についてまで不服申立てができるとすると、不服申立てに付随する不服申立てを認めることとなり、簡易迅速な処理が後退するおそれがあるからです（日高大開「国税不服申立制度を考える」(zeimuQA2007.4)）。

(4) 処分に該当しないもの

税務行政庁が行う各種行為のうちには、処分であるかどうか、判断するのにむずかしいものもあります。税務行政庁が行う行為のうち処分に該当しないものについては、次のようなものがあります。

イ 不作為

不作為とは、行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内になんらかの処分その他公権力の行使に当たる行為をすべきにかかわらず、これをしないことをいいます（行審法2②）。

不作為は行政庁の行為ではありますが処分ではありません。

不作為については、それが国税に関する法律に基づく申請等に起因するか否かにかかわらず、すべて行政不服審査法上の不服申立てによることになります（行審法1②、通法80①）。

不作為についての不服申立てが認められる趣旨は、事務処理の促進による権利救済にあるとされています（南博方＝小高剛「全訂注釈行政不服審査法」（第一法規1988）56頁）。

ロ 行政機関の内部行為

国税庁長官が発する通達、訓令等は、行政を内部的に拘束するものであり、国民の権利義務に直接影響を与えることがないから、処分には当たりません（参考裁判例：最高裁昭38.12.24第三小法廷）。

ハ 既存の法律関係を事実上確認し、又は単に知らせるにとどまる行為

予定納税額の通知（所法106）など既存の法律関係を事実上確認し、又は単に知らせるにとどまる行為は、それ自身が法律効果を生じさせる行為ではないから、処分には当たりません（不基通（異）75-1）。

ニ 法律効果を伴わない執行上の行為

税務調査の終了時にされる修正申告をしよ

うようする行為や申告是認の通知は、法律効果を伴わない執行上の行為なので処分とはされません（参考裁判例：静岡地裁昭32.2.1、東京地裁昭35.12.21）。

ホ 行政庁の私法的行為

例えば物納財産の売払いは、行政庁が私人

の立場で行う行為であって、処分ではありません。

ヘ 単純な窓口的事務

例えば申告書の受理、収納行為など

このように、国税通則法による不服申立ての対象となる処分とは、国税に関する法律に

税務行政庁が行う各種行為における不服申立ての適否及び適用される法律

区 分	例 示	不服申立ての適否	適用される法律
国税に関する法律に基づく処分	更正（通法 24）、決定（通法 25）、再更正（通法 26）	○	国税通則法
	過少申告加算税の賦課決定（通法 65）	○	
	青色申告の承認の取消（所法 150、法法 127）	○	
	更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の通知（通法 23④）	○	
	源泉所得税の納税告知等（通法 36①）	○	
	督促（通法 37）	○	
	滞納処分（通法 40）（注）	○	
	充当（通法 57②）	○	
	酒税法上の免許に関する行為	○	
上記の処分に該当しない処分	事実行為（行審法 2①）	○	行政不服審査法
	税理士法における処分	○	
不服申立てができない処分	補正要求（通法 81②、91①）	×	適用なし
	異議決定、裁決（通法 83、92、98①②）	×	
	国税犯則取締法に基づく処分	×	
処分に該当しないもの	不作為（行審法 2②）	○	行政不服審査法
	通達、訓令（国家行政組織法 14②）	×	
	申告のしょうよう、申告是認の通知	×	
	予定納税額の通知（所法 106）	×	
	延滞税のお知らせ（通法 60）	×	
	行政庁の私法的行為	×	
	単純な窓口的事務	×	

（注）徴収処分のうち、公売の通知（徴法 96）、質権者等に対する通知（徴法 55）は処分に当たらないとされています。

基づく処分であり、処分とは、①行政庁の公権力にあたる行為であり、②外部に対してされるものであり、③その行使によって直接国民の権利義務に影響を及ぼす法律上の効果を生じさせるものです。また、税務行政庁の処分であっても国税に関する法律に基づく処分に該当しないもの（事実行為など行政不服審査法による不服申立ての対象となるもの）、国税通則法76条により不服申立ての対象から除外されているものがあります。税務行政庁が行う各種行為における不服申立ての適否及び適用される法律を表で示すと、前ページのようになります。

3 不服申立てすることができる者（不服申立適格）

国税通則法75条では、「国税に関する法律に基づく処分次各号に掲げるものに不服がある者は、当該各号に掲げる不服申立てをすることができる」と定めています。

ここで、「不服がある者」とは、単に処分に対して不服があれば誰でもいいということではなく、税務行政庁の違法又は不当な処分によって直接自己の権利又は法律上の利益を侵害された者であることを要し、処分の直接の相手方のみならず、たとえば差押えに係る財産について抵当権を有する者のように第三者もこれにあたると解されています（不基通（異）75-2）。

この不服申立てをすることができる者に当たるか否かについて注意すべきものとしては次のような事項があります。

- (1) 処分の名あて人は、不服申立適格を有する。
- (2) 処分の名あて人でない第三者は、一般に不服申立適格を有しないと解されているが、第三者であっても、処分により自己の権利、法律上の利益が侵害される場合、例えば、差押えに係る財産について抵当権を有する者、差押えに係る財産について所有権を主張する者等は不服申立適格を有する（不基通（異）75-2）。
- (3) 第二次納税義務者として納税告知を受けた者は、その告知処分については不服申立適格を有するほか、滞納者本人に対する課税処分についても不服申立適格を有するものと解されている（参考裁判例：最高裁平18.1.19、最高裁平

3.1.17）。

- (4) 源泉徴収に係る所得税の納税告知について、源泉徴収義務者たる支払者は不服申立適格を有するが、受給者は不服申立適格を有しない（参考裁判例：最高裁昭45.12.24）。
- (5) 清算中の法人は、清算の目的の範囲内でお権利能力を有する（会社法476、民訴法28）から不服申立適格を有する。
- (6) 相続人は、それぞれ自己に対する相続税の賦課処分及び相続税の徴収処分（ただし、遺言において指定された財産に対するものを除く。）並びに被相続人に対する所得税等の賦課処分及び承継した租税債務に係る徴収処分について、不服申立適格を有する。

不服申立適格については、現在、行政救済制度検討チームにおいて、行政事件訴訟法のような解釈規定を新設することを始め、同法の原告適格よりもその範囲を拡大する方向で議論がなされており、今後の動向が注目されるところで

4 不服申立ての利益

不服申立ては、「行政庁の違法又は不当な処分に関し、簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図るとともに行政の適正な運営を確保することを目的とする」（行審法1条1項）ものです。このような行政不服審査制度の目的から、不服申立てをする者については、単に処分が不服であるというだけではなく、その処分によって自己の権利又は法律上の利益が侵害されていることが必要となります（行訴法9、10①）。

したがって、税務行政庁の処分によって自己の権利又は法律上の利益が侵害されている場合（例えば増額の更正処分）には、不服申立ての利益があり不服申立てをすることができるということになり、侵害されていない場合（例えば減額の更正処分）には、不服申立ての利益がなく不服申立てを行うことができないということになります。

この不服申立ての利益の有無について注意すべきものとしては次のような事項があります。

(1) 処分理由についての不服

課税標準等及び税額等については、取消しを求めないが、単に処分理由に不服があるというときは、不服申立ての利益はない（参考裁判

例：東京地裁昭35.3.16）。

(2) 処分手続きについて

青色申告に係る更正の理由付記又は調査手続を違法原因の一つとして課税標準等及び税額等の取消しを求める場合は、不服申立ての利益がある（参考裁判例：最高裁昭38.5.31）。

(3) 更正決定につき再更正があった場合

更正決定についての不服申立ては、再更正があったからといって目的を失い、不服申立ての利益を欠くことになるものではない（通法104②、29①）。

(4) 更正決定後に修正申告がされた場合

更正決定についての不服申立ては、更正決定後に修正申告がされた場合には、納付すべき税額は増額された部分を含む全額が即時確定するということができ、その限りで先にされた更正決定はその修正申告に吸収されて消滅しその存在意義を失ったというべきであるから、その更正決定の取消しを求める訴えの利益はない（参考裁判例：最高裁平6.12.6）。

(5) 増額更正

増額更正があっても、申告に係る課税標準等及び税額等を超えない部分については、納税者にとって不利益処分とはいえないので、当該申告につき錯誤による無効を主張しうる様な特段の事情が存しない限り、当該部分については、その取消しを求める訴えの利益はない（参考裁判例：名古屋地裁昭61.7.21）。

(6) 減額更正

例えば、所得若しくは税額の算出過程における計算の一部に不服があっても、その更正額が

納税額の減少又は還付金の増額をもたらしているもの、又は算出税額の増減に関係なく、納付すべき税額を減少させる更正は、その更正の取消しを求める利益はない（参考裁判例：前橋地裁昭54.4.19）。

5 結びに代えて

現行の国税不服審査制度における不服申立ての要件については、法令上、個別具体的に定めているものではないので、不服申立ての適否について、判断するのにむずかしいものが数多くあります。

行政不服審査制度の目的は、国民に対して広く行政庁に対する不服申立ての道を開くことによって、簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図ることです。

このような観点からは、法令上、不服申立ての要件について、ある程度分かりやすく定める必要があると思われます。

行政不服審査制度については、前述のとおり、現在、行政救済制度検討チームにおいて全面的な見直し作業が進められているところであり、その基本方針は、「行政不服申立制度について、審理官制度の創設等により、公正さにも配慮した簡易迅速な手続の下で柔軟かつ実効性のある権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することとし、また、不服申立前置を全面的に見直すことにより、国民が救済手続を一層自由に選択できるようにするものとする。」とされています。今後、この行政救済制度検討チームにおいてどのような議論がなされ、行政不服審査制度がどのように改正されるのか注目されるところです。



年男・年女

新春随想



年金基金のこと

岩波 一

私は現在、日本税理士国民年金基金という団体の常務理事を務めている。一昨年(2021)の4月、東海税理士会の川松会長よりお電話があり、「岩波さんは、いま東京税理士会で何か役職に就いていますか」とお尋ねになる。私は素直に「何もやっていません、副会長を降りてからはお蔭様で少しのんびり仕事をさせて頂いています」と答えたのだった。

すると「ちょうど良かった。常務理事が辞めてしまって困っているんだが、岩波さん受けてもらえないかねえ・・・」と本当に困られている様子。川松会長は日税連総務部長時代に毎月お顔を合わせ、幾度となくお世話になっている方である。平にお断りするわけにもいかない。「私にできる仕事ですか」お訊きすると「できる」とおっしゃる。それならば、とお引き受けして、はや一年と八ヶ月が過ぎた。今にして思えば、この仕事をお受けしてよかったと思っている。

さて、国民年金基金とは何か。国民年金の保険料のほかに国民年金基金に加入して、毎月掛金を払い込み、将来、基金からも年金をもらいましょうという制度。端的に言えば、老齢基礎年金に上乘せをして、ゆとりある豊かな老後に備えましょうというものである。自分で積んで自分がもらう、自助努力である。

国民年金法第1条には「国民年金制度は、日本国憲法第25条第2項に規定する理念に基づき、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする」と書かれている。

そして国民の「生存権」を保障した憲法第25条は、第1項で「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と権利を述べ、第2項では、「国は、すべての生活部面について、社

会福祉、社会保障、及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」として国の社会的使命を謳っている。

そして、実はこの第2項こそが国民年金及び国民年金基金の存立の根拠となっていることは意外に知られていない。

そうした話はさておき、基金では加入者の皆様から預かっている掛金を長期にわたって運用し、年金の支払いに備えなければならない。この運用が難しい。毎日、株価や為替相場とにらめっこしていても、やはり世界経済が良くならないことには運用収益は上がらない。国内債権、国内株式、外国債券、外国株式と4区分に分散して投資運用するのが基本で、信託銀行、生命保険会社、投資顧問会社等の専門家に委託するが、その4区分の割合を決めるのが私どもの主たる任務である。年金は長期運用であり短期間の乱高下に一喜一憂するのは愚かしい。とは言うものの、頭の痛いことに変わりはない。ある理事が酒の席で言っていた。「今年の3月の決算期には、株価が上がってくれますように」と。

株式投資にはさほど強い関心のなかった私が、この歳になって年金資産運用の執行責任者になろうとは思ってもみなかったが、皆様からお預かりした大切な金の運用であるから、身の引き締まる思いでいる。これもひとつの天命と考え、少しでも良い結果を残せるように微力を尽くしていきたいと思っている。



六回目の干支を迎えて

田村 慎太郎

「無窮にして無限の時の流れから見ると、人の一生などは雷光いなずまのような瞬間です。」これは吉川英治の『親鸞』の中の一節ですが、そこまでの気持ちはないまでもこうして六回目の干支を迎えて、時の経つのが速いことを今更ながら痛感しています。披露する芸などもないので自分史の一端を書いてみます。

私は、昭和14年に岡山県の水島灘と広島県の備後灘の中間にある備讃瀬戸の西辺に位置する笠岡諸島の北端の島(神島)で13人兄弟の10番目の子として生まれました。正に「貧乏人の子沢山」そのものの家でした。物心がついたころは戦争の末期で食料は極端に乏しくなっている状態でした。我が家だけでなくこの家でも食べる物に不自由していて、サツマイモか水のような粥でもあれば大喜びといった状態でした。そんな中、大人数の食料を毎日、毎日、工面した親はどんな気持ちだったかと思うと今でも頭が下がります。

唯でさえ大変だったところに、私が中学2年のときに、父親が親友の連帯保証債務を背負うことになってしまいました。突然に莫大な債務を抱えることになった私どもは、ただただ途方に暮れるのみでした。父は、“金策”と言っては関西方面に行ってしまうようになり、貧しいながらも温かかった我家は急変してしまいました。

私は中学を終えたら大阪の唐物町にある繊維問屋に行くようにと父から言われていました。小さな島なので全てのことが分かっていたのに友達などに何もない振りをしているのは辛かった。

ところが、昭和30年の年明けに母が「お父さんが高校に行ってもいいと言ってくれたよ」と本当に嬉しそうな顔で言ったのを昨日のように思い出します。おかげで本土の高校に行くことが出来ました。後から次兄から聞いたところでは、母が「この子は高校さえ出してやれば何とかする子だから高校にだけは行かせてやってくれ」と父を必死に説得してくれたからだったそうです。丁稚や行儀見習いとして出て行った兄、姉らには本当に申し訳ない気持ちでいっぱいでした。その分、頑張れたと思います。

誰にでも人生の転機はあるものですが、私にとっては昭和30年が分れ目の年でした。借金取りに責められた中学、高校時代でしたが、自分としては努めて平気を装っていたように思うけれど正直なところ大変でした。でも、先生、同期生には恵まれていたので、学校にいるときだけは楽しかったし、勉強もほとんど学校でした。因みに、高校の同期とは今も、毎年、千鳥三三会という名刺交換のない会で楽しく会っています。

母の愛情のおかげで税務の職場に入れたのは、本当に運が良かったです。でも、いざ税務職員になっ

てみると給料が安い割には厳しい職場で、しかも、当時は税務署に対しての国民の目は大変に厳しくて身が竦む思いの日々が続きました。しかし、職場の人間関係は似た境遇の者が多かったせいか職員同士は温かかったのが救いでした。

細かいことを言えば紆余曲折、浮き沈みのことは結構ありました。しかし、時期、時期に本当にいい人との出会いに恵まれました。

「本人の努力だけでなく、運と、人との出会いが人生を左右する」と言われますが、確かにこの三つが重なったおかげで充実した税務職員生活を送れたと心から感謝しています。

知識と経験を生かす道として平成10年から税理士を始めましたが、当初の予想に反して長期間続けてこれたことに驚いているところですが、そろそろ人様に迷惑をおかけしないで納めようと思っております。

本年が皆様にとってよき年でありますよう心から祈念申し上げます。



還暦を迎えるにあたって

山根 深

私は今年で60歳の還暦を迎えます。人生の節目といわれていますが、あまり実感はありません。例えば大学を卒業して、サラリーマンを経て税理士になったのですが、開業当初はお客様もなく、毎日が暇で、どうやったら顧問先を獲得できるのか思案したものです。無我夢中でやっていくうちに、徐々に顧問先が増え、今日に至っています。

最近高校のクラス会に出たところ、同級生の話題は、あと何年で定年だとかリストラされたとかいう話題でいっぱいでした。よく考えてみると開業税理士という資格商売には定年がないことに気がつきました。税理士とはまことに便利な職業です。ただし税法は毎年変わるので、絶えず実務においては勉強が必要です。生来勉強嫌いの私としては苦痛なのですが、60歳にもなると理解力その他すべてにおいて、若い先生方にはかなわないものを感じます。また健康面でも、毎年定期的に人間ドッグに行っていますが、60歳ともなるとあちらこちらにガタがきているのを感じます。あと何年働けるのだろうか

という思いが頭の中を去来するこのごろです。

私は5年ほど前から妻と毎年1回海外旅行をしています。仕事の息抜きと若いころ行けなかったヨーロッパの国々を回っていると、その国独自の文化や風土が身近に感じられ、なかなか良いものです。妻が旅行計画を立て、いきなり北欧に連れて行かれました。いろいろな国を回っているうちに、ビデオカメラを買い、行くたびに写しまくっています。見返すと良い思い出になりますが、妻と他の旅行者と外人と景色しか映っておらず、かんじんの自分はほとんど登場しません。また、それと同時に国内旅行もするようになり、とくに桜や紅葉の季節には、それらで有名な地域を旅行していると、日本にも素晴らしい文化や風土があることに気がつきます。特に京都は何回行っても素晴らしい都です。

また個人的趣味としてはゴルフを一生懸命やっています。還暦を超えた人たちが230ヤード飛ばすのを見て、40代・50代と毎年飛距離が落ちる自分を見ていると、あの人たちはものすごい練習をしているのだろうと思います。自分も飛距離を出したいと思いますが、生来怠け者の自分は練習を怠り、筋肉トレーニングも怠り、本番しか行かないので、やはりうまくならないのは当たり前だと思います。なんとか寄せとパターでカバーしているこのごろです。幸いにも家（千葉県）から25分で、ホームコースに行けますし、気のあった仲間たちが予約を取ってくれ、それもトップスタートが多いので、プレーが終わり家に着くのが2時くらいで、そのあとの時間を家族サービスその他有効に使っています。ただ還暦を過ぎたので、70歳くらいまでは楽しみながら、体が続く限りプレーしたいと思っています。

また私の場合、食べることと酒を飲むことが大好きなので、酒にはかなり強くなっています。昔はビールやウイスキーが好物でしたが、最近は焼酎やワインに好物が移行しています。特にワインについては、知り合いのソムリエに頼んで、業務用のワインセラーの大きいのを購入し、もっぱらフランスワインを顧問先のワイン卸商から購入し飲んでいきます。妻はもともとお酒は飲めるほうではなかたのですが、一緒に旅行したりして、ワインを飲んだため、今では晩酌のおつきあい程度はしてくれます。そのおかげで夕食におつまみ系が多くなり、体重がオーバー気味です。

とめどもなく私の生活状況を披露しましたが、還暦といっても残りの人生を精いっぱいエンジョイしたいと思ってます。



「平成」そのフラットな時代へ

渡邊 公年

平成とは、その言葉の通り世界がフラットに成る時代の到来を予測して名づけられた元号ではないか、とさえ思っています。

戦後昭和の高度成長時代から平成の低成長時代と現代日本は、大きな「パラダイムシフト」に移行しています。

グローバリゼーションの大波は、人、物、金そして情報が、時間と空間を超えて世界の市場を駆け巡ることとなり、世界との垣根をなくすフラットな開国時代に入ります。

グローバル金融市場原理により高利潤を求められる企業は、円高、高賃金と高税金に耐えかね新興国市場及び資源国市場を求めて海外にシフトします。中小企業もこれに追随して行きます。産業の空洞化は、ますますそのスピードを上げることでしょう。

他方、少子高齢化社会を迎えた日本は、医療、介護、年金等の社会保障の負担に喘ぎ、また、景気低迷で豊かさと夢を持ってなくなっている若い世代に対しては、育児及び教育の補助支援が不可欠な状況です。

現在財政再建の施策がないまま国債等の借金は、1,000兆円に迫っています。とりあえず国民の1,500兆円の金融資産でこれを賄っています。しかし、この国富が枯渇した時には金利暴騰による恐慌、国家財政破綻によるハイパーインフレが発生する危機すら囁かれています。

かかる状況の中で、日本が今後生き残って行くためには、フラットな時代に対応する国民の意識改革と経済構造の変革を進めて行くしか方法はないと思っています。

まず、貿易立国のみならず金融立国、科学立国そして文化立国への産業構造の転換が必要であると考えます。

日本は対外純資産260兆円を保有し、その運用

により貿易収支以上の金融収支を毎年 10 兆円稼いでいます。これ等の資金を使って海外投資を積極的に行い、国富を確保すべきです。

また、国内金融純資産 500 兆円を、預貯金ではなく科学産業投資に回せば、バイオ、エネルギー、環境等の産業創業とその優位性を確保して、世界相手に十分競争できます。

さらに、ファッション、アニメ、ゲーム、観光等、日本独自の歴史に裏打ちされた文化は、世界に通用するものであります。

新しい社会は新しい文化を生み出す、そして、その新しい文化は新しい社会を生み出すはずです。あと 30 年、50 年後に日本上空を飛ぶジェットの中で米国と中国のビジネスマン達が、「昔は栄えた国だったのに、今は見る影もないネ。」と言われるようなことがあってはなりません。

私どもの専門分野である会計、税務、会社法等の度重なる改正も、すべてこのパラダイムシフトの延長線上のものと理解できます。これを修得することは職業会計人として当然の責務です。

しかしながら、それを超えて日本の時代認識と置かれた危機意識を持って、仕事に取り組むべきものではないでしょうか。

還暦を迎える今年は、「暦を新たに還(もど)して」経済、経営、政治等に関する広い見識を持つのみならず、宗教、思想、哲学等の修養も重ねて、お客様の価値観に即応した高付加価値のサービスを提供できるように励んでいきたいと心しています。



人生の前半

山科裕紀

♪村の渡しの船頭さんは、今年六十のおじいさん、年はとっても船をこぐときは、…♪

この唄、子どもの頃は何とも思わなかったけど、今聴いてみると 60 歳はおじいさんで年寄りだなんて、ずいぶん失礼な唄だな。現実には 60 歳にはなったけど、なんか年取ってる感じがしないんだなあ。これはきっと私の周りに 60 歳以上の元気な人が大勢いるからなんだろう。私は支部の野球部に所属していますが、まだ私より年上が頑張っているんで年齢を理由にやめるわけにいきません。だけど早くやめてくれないかなあ。

私が生まれたのは団塊の世代から遅れること 2 年の時でしたが、それでも人数はかなり多かったので結構競争が激しかった。この競争社会の中を勝ち抜いていくにはいつもトップになれるよう努力すると、学校でも家庭でも教えられてきたのでその考えが体の中に染み付いてしまいました。とにかく 2 位じゃ駄目なんです。事業仕分けでグラビアアイドル議員が 2 位じゃどうしていけないんだとか言ってたけど、その年代の私にとっては馬鹿馬鹿しくて話になりません。

そういう時代の真っただ中にいたものですから、こいつにだけは負けたくないというライバルがいました。私の場合、同じ年のいこでした。子供の頃からどっちが勉強ができたか、どっちが野球がうまいとかよく比較されて育ってきました。あいつは田舎の本家でこっちは都会の分家、田舎者に負けるわけにはいかないので毎日皇居を一周して体を鍛え徹夜で勉強しました。大学までは互角、後は社会人として差をつけるしかない。そう考えた私は公認会計士の道を選んだのです。受かれば普通のサラリーマンの 2 倍の給料がもらえるという噂もあって、これなら申し分ないだろうと思いました。

しかし現実には甘くありませんでした。この資格を



取るための2年間は60年の人生の中で全く空白の部分で、この時期の事をよく覚えていないのです。睡眠、食事、風呂、トイレ以外の15時間の勉強、世の中何が起きているかも分からない社会と隔絶された世界にいたからです。結局最後にものを言ったのは体力です。決して能力ではありません。体育会系の私はこれだけは自信がありました。

一方いこの方かというと、私に刺激されたのか大学院に進み、何やら訳の分からない研究をして就職をし、アメリカやドイツに飛ばされてたからあまり会う機会もなかったけど、今やトヨタ自動車の専務取締役。ちょっとだけ水をあげられたような気がしたけど、あいつだってオレみたいがいいライバルがいたからこそここまでこれたんじゃないかな、と勝手に思っています。

以上が私の人生の前半です。さてこれからの人生の後半60年は、もう競争せず、気負わず、意気込まず、人生楽しく生きなきゃ、と思っています。だからと言って引退するわけではありません。これからが本当の人生だと思っていますから。60歳までにしかできないこともあれば、60歳からでないとできないこともあります。若い頃よりも知恵の蓄積があるから、60歳からはこの知を深めていけば人生は面白い、って何かの本に書いてあった。

子曰く、六十而耳順(六十にして耳にしたがう)孔子は60歳を過ぎて人の話を素直に聞くことができるようになった、と言います。知を深めるためには人の話は聞いた方がいい。今までこれができないばかりによく周りの人と衝突していました。そうだ、もう中島支部長と喧嘩するのはよそう。



老いは友達

手塚真佐子

あけましておめでとうございます。

私は今年めでたく還暦を迎えることとなりました。ただ、困ったことに自分ではそういう自覚が全くなく、この原稿依頼のお電話を頂いたとき、思わず「うわーっ、還暦！」と叫んでしまいました。若い頃、というか30代・40代の頃でも、還暦と言えば、人生経験豊富ですっかり落ち着いたおじいさん、おばあさん、というイメージを持っていました。

けれど、実際自分がその歳になってみれば全然落ち着いてなどいないし、まだまだ未熟なまのような気がしています。

友人の中でも、サラリーマンの人たちの間では「定年後再就職するかどうか」などという話題が最近をよく出てきます。そういう彼らにしても、モーレツサラリーマン(死語ですね)時代と違って、みんな、テニス、ヨット、バンド活動など、とても澁刺としているように見えますが。

女性たちも子育てを終えて、仕事を始めたり、海外旅行に行ったりとても楽しそうです。

そうは言っても「リタイアメント・ブルーだよ」などという話を聞くと、私たちのような個人事務所の士業は、大変な部分もある代わりに自分の健康と努力次第でまだまだ仕事を続けていかれるのだから幸せだとしみじみ感じます。

ただ、気持ちはいくら若いつもりでも身体は確実に老いていきます。白髪は増えるし、老眼鏡がなければ値札も読めないし、40年前は痩せの大食いだったはずなのに何を食べてもすぐお腹周りに蓄積するようになりました。

それでも私は歳を取ることが嫌ではありません。若い時というのは可能性が大きいだけに、あしななければ、こうしなければと自分に制約ばかり掛けていたように思うのですが、歳をとるにつれ、細かいことにこだわるのが馬鹿馬鹿しくなり、自分を縛らず自然体で暮らすことができるようになりました。昔と比べると今の方が毎日楽しいし、ストレスもたまりません。

歳を取ると新しいことに挑戦できなくなるなどと言いますが、それは若い世代の偏見ではないかと思っています。見栄を張らなくなった分、何でもやってみようと気楽に手を出せます。e-Taxもやっているし、iPhoneも買いました。わからなければ若い人にどんどん質問して教えてもらいます。「年甲斐もなく」とどこかで誰かが言っているかもしれませんが、知ったことじゃありません。

健康の方もあれこれ警告は出てきますが、それにちゃんと対応していればまだしばらくはもちそうです。若い頃のように自分を過信して無茶をしないからかえっていいのではないかと思います。「老い」はうまく付き合っていけば、若い頃よりむしろ充実した日々を送れる良い友達のようなものではないでしょうか。

これからも好奇心を失わず、周りにうるさがられながらもいろいろなことにチャレンジしていきたいと思います。願わくは次の卯年も元気に迎えられるように。



‘うさぎ年’にカメのごとく

永島 嘉治

明けましておめでとうございます。

日本橋支部にお世話になって2年目というまだまだ自分の仕事も支部活動への貢献もすべてが立上げ中というなかで、原稿の執筆依頼をいただきました。本年は早くもこのような形で支部活動に少しでも貢献できることを光榮に存じているところです。このように考えることは“おめでたい”限りかとも存じますが、本年は私にとって4回目の‘うさぎ年’の年男でもございますので、どうぞご容赦いただきたく存じます。

そもそも‘うさぎ年’とか、‘うさぎ年’のヒトには何か傾向でもあるのかと調べた結果を少々ご紹介いたします。「陰陽による、本能的な集団的性格傾向」としては、「うさぎ年の人は品のある性格で、おとなしく、しとやかで、品のある生活を望みます。」などとあり、「攻撃的な態度をとる事はめったにありません。何事も落ち着いて、品のある行動を取る事が心がけていますので、接待などの交渉の場に向いている存在だと言えます。」という記述には『う～ん』と逡巡してしまいます。が、「うさぎの耳はとても敏感です。小さな話し声も聞き逃しません。地獄耳と言われるかもしれませんが、場の空気を分析するために働いている物だと言われます。」とか、「とても美しく、品があり、エレガントな雰囲気なうさぎですが、うさぎの人は、とても臆病なのです。危険を起こしてまで、物を得ようとはしません。長いものにはまかれるという言葉は、うさぎにはぴったりなのかもしれません。」などと読んでゆくうちに、開業したばかりの身にとっては当たっているかなと単純に思ってしまうのは幸せな限りなのかもしれません。

‘うさぎ年’の「卯」は、ご存知のように通常十二支の中で第4番目に数えられ、旧暦4月を卯月といい、卯の刻は夜明けの6時を中心とする約2時間

をいいます。「卯」は『史記』律書によると「茂」（ぼう：しげるの意味）または『漢書』律暦志によると「冒」（ぼう：おおうの意味）で、「草木が地面を蔽うようになった状態を表している」とのことですから、まさに「冬から春」「真夜中からの夜明け」の象徴と言えるのかもしれません。

金融危機以降の世界の経済環境は、結果として劇的な変化が起こっていることを実感してしまいます。欧米先進国に対して日韓中が日本のモノづくりをベースに生み出した比較的高価格の製品やサービスを輸出する（すなわち、市場は欧米）という構図は、市場自体は『安価』がキーワードではあるものの旺盛な需要が盛り上がる中国、インド、そして東南アジアに完全に移行したことにより、日本全体に発想の転換を迫ってきているように思えます。この奔流は、開業間もない私をいやがおうにも押し流しています。日本における税制の変化への対応はもとより、関与先の進出先の国で起こる税金がらみの問題対応に追われつつ、それぞれの国の税制の仕組みについて理解を進めなければならなくなっています。

年頭にあって本年は、流れに抗うことなく、関与先をはじめ中国やインドなどに進出してモノづくりを進める方々のお役に立てるよう、まさに「カメのごとく」研鑽を積み、「草木が地面を蔽うようになった状態」への貢献ができるよう努めてまいる所存です。

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。



団塊ジュニア世代

大島 康一

早いもので、独立開業してから3年が経過した。私は団塊ジュニア世代の終りに生まれた。(数日の差で1975年生まれになるので、厳密には団塊ジュニアの定義からは外れるが)

会報の趣旨からすれば、年男である私自身の人生の回顧録を述べるのが望ましいのだろうが、諸先輩方の前では大した事も言えそうにないので、勝手に我々の世代を代表し、過ごした時代を回想する。

我々の世代の特徴は、日本の成長期と停滞期および今後訪れるであろう衰退期に渡り、日本に住んでいることにある。

対照的に、我々の親世代である団塊世代はまさに日本の継続的発展と共に人生を歩んできた。人口は増え続け、経済規模は拡大し、物価は上昇し、給料は増え、株価は上がり続けた。かたや、我々の世代は社会に出る前にバブル景気を迎えたため、世紀の好景気をただ傍観した世代である。

また子供の時代は、任天堂のファミリーコンピュータが爆発的に売れ、我々の世代の多くはTVゲームに夢中になっていた。親世代は拒絶反応を示したが、TVゲームで遊んだ経験が無い世代が故に当然だろう。まだ当時は、これほどまでPCやインターネットが普及し、生活や仕事に定着することは想像できなかった。

大学に入る頃にはバブル景気に陰りをみせていたが、ついに卒業時まで景気が上向くことはなかった。多くの仲間は就職に苦労し、氷河期とまで言われた。我々の世代は人口が多いがため、高い倍率の大学入試をやっとくぐり抜けたにも拘わらず、卒業時まで楽をすることは無かったのである。それでも大学生時代は、いずれ景気は回復するだろうとの甘い期待を持って過ごしていた。後に「失われた10年」と呼ばれることなど知るよしも無く。

私自身は、1997年10月に監査法人へ就職するのだが、直後に、まさかの金融危機が直撃する。1ヶ月の間に、監査クライアントであった金融機関とスーパーが相次いで倒産したことが、まるで昨日のことのように思い出される。

2000年前後からは、上場企業の倒産が増える一方で、会計監査の厳格化が叫ばれるようになった。

毎年、監査に費やされる時間が増え、膨大な手続きをこなして作成する書類は増え続けたが、それは出口の見えないトンネルに紛れ込んだような錯覚を受けたものだ。その一方で、企業のM&Aやグループ再編、再生案件が増えたため、以前では経験出来なかったダイナミックな仕事に携わることが出来たのは、職業会計人としては幸せな事でもあった。もっとも勤務していた監査法人は、多くの粉飾決算事件に関係し2007年に自主解散に追い込まれてしまうが…。

現在の日本は閉塞感が充満しており、将来の先行きを展望したところで、明るい材料が全く見当たらないのが実情である。日本経済は既に停滞期に入っているが、これから国家財政が破綻に向かうのであれば、近い将来「失われた10年」ならぬ「暗黒の10年」に突入するかもしれない。

今後の税金、年金、社会保険の負担が増すことは火を見るよりも明らかである。その負担の中心は、間違いなく我々の世代にある。我々の世代は、上の世代が残した負の遺産の処理を背負う宿命にあるのだろう。これからは、考え方を変えて新たな時代に適応せねばなるまい。

それはそうと、新年の抱負は何にしたものか。



この12年を振り返って

荒木 秀典

このような機会でもないと、あまり過去を振り返ることもないので、この12年を振り返ってみました。

12年前ですが、私は税理士でも、税理士を目指していたわけでもありませんでした。大学生の時に、他の大学生と同じように普通に就職活動をし、普通に一般企業に入社していました。

入社後、数か月の研修の後に経理部に配属となり、外為、売掛金管理、資金課等を経験いたしました。資金課に配属されていたところがちょうど12年前になるかと思います。

この後、入社3年目の7月に台湾に転勤となりました。赴任の十数日前に、転勤を言い渡され、こんなに直前に言われるものかと、今でも覚えております。

海外生活も、一人暮らしも当時は初体験であり、語学も得意ではなく、そもそも経理の経験も二年ちょっとで現地には経理の人間は私一人となるので、多くの不安を抱えて現地に向かいました。

最初の一週間ホテル住まいをしながら住む部屋を探し、一か月で前任者からの引き継ぎを受け、仕事に生活に慣れようと奮闘し、あっという間の一か月でした。

数か月は業務、社内外の人間関係、生活環境に慣れるのにかかりました。

慣れたころには、台湾国内の様々な場所に旅行に行ったり、台湾人の同僚に遊びに連れていってもらったりして楽しんでいました。

台湾人は親日家の方が多く親切であり、食も私には非常においしく思えるものが多かったので、大変過ごしやすかったです。

台湾での仕事や生活に慣れ、楽しいと思えるようになってきて間もなくすると、本社に戻るよう言われました。わずか1年2ヵ月の台湾生活でした。帰任時は、赴任前の不安いっばいな気持ちとは違い、非常に残念でまだまだ台湾に残りたいという気持ちでいっぱいでした。

わずかな期間でしたが、異文化を知るとともに日本の良さを認識でき、経理全般のことを一人で行えたことは非常によい経験となりました。

帰国後は、本社にて2年間、原価計算の業務を行っていましたが、一人で業務を完結させる面白さ、一社だけではなく多種多様な会社のことも知りたいという思いが強くなり、退職を決意して税理士を目指しました。

目指した当初はすぐにでも合格できるだろうと高を括っていましたが、数年の受験専念でも終わることができず、現事務所で働きながら最後の科目を終えることができました。

現在は、税理士登録を終え、2年が経過しようとしています。一般企業を辞めた当初の思いが実現でき、充実した日々を過ごしています。

この12年間は、非常に多くの変化を経験してきました。この変化は厳しくもありましたが、楽しいものでもあり、自分を成長させてきたと思っています。

今後の12年も多くの変化を経験するためにも、様々なことに挑戦していきたいと思います。

幸せであること

三ヶ尻忠敬

このたび年男ということで原稿を書いて下さいと言われたのですが、年男について何も浮かばなかったので、フリーにテーマを決めて書いてみることにした。

私が35年生きてきた中で幸せだと感じた時のことを書いていこうと思う。

自分の記憶がある中で最初に幸せだと感じたのは、小学校2年生の時である。この時になぜか漢字に興味を持った。家にあった小学校で習う漢字辞典を毎日読みふけ、すぐにマスターしてしまった。

やがて、小学校で習う漢字だけでは物足りなくなり、図書館に行って2000ページ位ある漢字辞典を借りてきては読みふけていた。将来は漢字を作る人になるんだとこの頃は思っていた(笑)。その時作った漢字がいくつかあったが、すべて忘れてしまった。傑作だったのですが残念です。

今思えば、この頃が人生の最盛期だったかもしれない(笑)。

次に幸せだと感じたのは、初めてアルバイトをしてお給料をもらった時である。やはり、自分で働いて稼ぐというのはお小遣いとは一味違った嬉しさがあった。その時のお給料で、当時憧れていたグレゴリーのデイパックを買った。実は今でもそれを愛用している。高校生の時も毎日通学で使っていたのにまだ使える。これもまた幸せだ。



そしてその後は、大学に合格した時、税理士試験に合格した時に、この上ない幸せを感じた。脳内物質ドーパミンが大放出された。

仮に毎日の食事で放出されるドーパミンの量を

1 ドーパミン（以下「1dp」という）とすると、大学と税理士試験に合格した時は、100dp 位放出されたであろう。

また、税理士として開業して初めて新規のお客さんと契約できた時にも 100dp が放出された。

さて、このドーパミンの放出量は、自分である程度コントロールできるのではないと思う。

一言で言うと、「自分は幸せだ」と感じればいいのであり、マイナスの思考を断ち切れればいい。プラス思考であればいい。しかし、これも度を超すとエライ目に遭うから要注意だ。調子に乗るなどということである。

このドーパミンについて簡単に調べてみたが、ドーパミンが不足するとパーキンソン病になりやすいらしい。また、鬱にもなりやすいらしい。

人は経済的に豊かになっても、幸せとは限らないとは良く言ったものだ。正にその通りだと思う。かなりの貧困でない限り、ドーパミンを放出するすべはたくさんある。すぐにできる方法としては、鏡の前で笑顔を作って微笑んでみることだ。

実際にやってみた。

ちょっと気色悪い（笑）。

自分の人生が良い人生だったと最後に言えるには、このドーパミンを生涯どのくらい放出できるかということなのかもしれない。

10,000dp 位か？（笑）

12 年

北村 真一

新年あけましておめでとうございます。本年も何卒よろしく願いいたします。

私は今年で3回目の年男を迎えました。正直なところ、今までそのような節目はほとんど考えたことがありません。今、あらためて今までの自分自身を12年という単位で考えてみると、人生を変えた大きな出来事が何度かあり、いつも多くの人に支えられていたのだと思います。

現在私は補助税理士として税理士法人に勤務しておりますが、この業界を目指したきっかけは、今から16年程前の大学3年生の時に、税理士試験の勉強を始めたことです。当時20歳でしたから、前回の年男の時よりもさらに前になります。税理士を目指した理由は、専門的な仕事で、かつ、絶対に



人に必要とされる仕事をしたいとの思いからでした。当時、大学の友達就職組の方が多く、周囲が就職活動などの話に花を咲かせているときに、私はいわゆる W スクールで専門学校へ黙々と通ったことを覚えています。税理士試験を始めた当初は先の見通しなど立つはずもなく、本当にこの道を選んで良かったのだろうかと不安を感じたこともありました。しかし、専門学校の仲間や、他の資格を目指していた友達の存在が励みになり、受験を続けていくことができました。

前回の年男だった12年前といえば、仕事をしながら受験勉強をしている、その真っ只中でした。縁があって専門学校の講師の仕事をしておりましたが、今でも良い経験だったと思っています。

その後、現在までの12年の間には、税理士試験の合格、今の勤務先である税理士法人への転職、税理士登録、結婚と、現在の自分のベースとなっている人生の大きなイベントが次々と起こりました。

そしてほんの数ヶ月前のことですが、もうひとつ大きな出来事が。結婚後長いこと夫婦二人の生活でしたが、ついに我が家にも待望の子供が誕生しました。出産前、妻との話し合いで私は出産立ち会いをしないことになっていました。分娩室に入る前の待機室にいる間だけ付き添い、産まれる瞬間はロビーで待機する予定でした。そして当日。深夜に連絡を受け病院へ駆け付けました。ところが肝心の赤ちゃんはなかなか出てこようとしません。朝、昼と刻々と時間は過ぎ、妻を励ましながら半日を待機室で過ごしました。夕方に差し掛かり、いよいよ生まれるかという段階になると、担当の先生や何人もの看護師さんが次々と入って来て、一瞬の内に一斉にスタンバイ。部屋の奥の扉がガラッと開くと、そこには様々な医療器具が既に並んでいました。私がびっくりして呆然としていると、看護師さんから次々と指

示が飛んできました。

「うちわで奥さんを扇いであげて！」

「ハイ、奥さんの首を支えてあげて！」

そう、そこは待機室兼分娩室だったのです。今更、「じゃあ私はロビーで…」などとはとても言えない状況になっていました。どうやら待機室に付き添いますと言った時点で、出産にも立ち会うことになっていたようです。

そうして結果として、出産に立ち会いました。子供が無事生まれ、大きな泣き声を上げた瞬間は今でも脳裏に焼き付いています。あれから数ヶ月経ちますが、本当に多くの人に祝福され、今のところ我が子は順調に育っているようです。私は新米パパとして、慣れない育児にもなるべく参加し、あたふたしながらも楽しく過ごしています。

母から聞いた話によると、私が産まれた三十数年前、私はへその緒が首に巻き付いてしまい、産まれても泣き声を上げられなかったそうです。また、小さな頃は相当ないたずらっ子だったようですし、大きな怪我や病気をしたこともあります。自分が親の立場になって改めて考えると、私の最初の12年は、両親は本当に大変だっただろうと思います。

そして、これからの12年。税理士としての仕事だけでなく、プライベートでは父親としての仕事も加わる事になりました。私の周囲には立派に父親業をされている先輩方がたくさんいらっしゃいます。親子共々、日々学びながら笑い合える家族でいたいと思います。今はただ、我が子が元気に成長してくれることを願うばかりです。



兎年を迎えて

熱田 裕子

新年あけましておめでとうございます。

平成20年11月に東実健保の近く、東日本橋で開業致しました。今後ともよろしくお願い致します。

私は昭和50年生まれの兎年、今年で3度目の年女を向かえました。子供から「お母さん何歳？」と聞かれるたびに毎回、違う年齢を答えていたので、正直、自分が年女であることの意識は全くありませんでした。今回、この原稿のご依頼を受け自分の歳

を再認識し、子供に年齢を聞かれたらそろそろ本当の年齢を答えようと思う、今日この頃です。

自分の人生で大きな変動があったのは2回目から3回目の年女の12年間です。この期間に公認会計士試験合格、監査法人就職、結婚、子供の誕生、独立開業、税理士登録と人生の岐路がいくつかありました。

大学卒業後も私は公認会計士試験合格を諦めきずに専門学校に通い勉強を続けていました。受験勉強時代、常に心にあったのが「裕子はお父さんとお母さんの子供なんだから、そんなに頭がいいはずはない。だから人の3倍努力しなさい」と言っていた父の言葉です。その父の言葉が受験時代には身にしみました。そして、努力が身を結び、ようやく26歳の時に公認会計士試験に合格することが出来ました。その当時はまだ売り手市場であったため、公認会計士試験合格→監査法人就職という流れにのって迷うことなく就職しました。

監査法人に就職後すぐに結婚し、その後は子宝にも恵まれ二人の子供を授かりました。子供達を保育園に預けながら監査法人に復職し、子育てと仕事の両立をしていました(両立できていたかは疑問ですが・・・)。監査の仕事をしているうちに仕事のやりがいにならず疑問を持つようになりました。というのも、監査法人時代は主に法定監査に従事し、そこで数十社の監査をやらせて頂いたのですが、杓子定規に会計基準や監査法人のマニュアルにあてはめ、会社の方と議論するのが物足りない、やりがいという意味では??とを感じるようになりました。もっと経営者の生の声を聞きたい、お客様との距離を縮めて、経営者の身近な相談相手になりたいとの思いが強くなり「監査から足を洗おう!!」と決意しました。そして平成20年11月税理士として独立開業致しました。

独立開業してみたものの、特に「つて」があるわけではないので、しばらく開店休業状態でした。このままではマズイと思い「でも、はたして私に何が出来るのだろうか？実務経験のほとんどない私に誰が相談するだろうか？」と思い、まずは税理士事務所で修行をしたいと考えました。が、資格はあっても実務経験のない私を雇って頂ける事務所はありませんでした。せめて税務の相談ができる場所を作りたいと思いある税理士法人で勉強をさせてもらいました。

現在は、ファイナンシャルプランナーをやっている主人の営業のおかげで少しずつお客様が増え、主人がコンサルティング中心で私が税務中心と役割分担をし、なんとか形にはなってきたかなと思っています。全く「つて」がない状態で始めましたので、お客様といっても個人事業主の方が大半で、そ

の中から法人成りし引続き顧問契約を結んで頂く場合が多く、お客様と一から作っていく作業にとってもやりがいを感じています。

税理士としてはまだまだ半人前ですが、「人の3倍努力する」を胸に日々、努力していきたいと思っています。

特 別 寄 稿

税理士フォーラム 2010

税理士事務所 IT化コンテスト最優秀賞受賞

「私が最優秀賞を受賞できた理由」



安 田 信 彦

—それは、父の言葉と、たった1本のソフトとの出会いから始まりました。—

この度は皆様のおかげを持ちまして、税理士事務所 IT化コンテストにおいて最優秀賞を頂戴することが出来ました。この場をお借りして御礼申し上げます。

税理士事務所 IT化コンテストでは、少しでも多くの事務所がインターネットひいてはクラウドの世界に飛び込んできて欲しいという願いを込めて「お金を掛けずにココまで出来る」という表題でプレゼンをすることに致しました。発表させて頂いた10種類のソフトは全て私の事務所で使用して安全確認が取れているものですので、皆さんにきっと気に入ってもらえると信じて応募をさせて頂きました。

これからの私達の業務はどうしてもインターネットから離れて仕事をする事が出来なくなってきました。コンテストに参加された私を除いた12人の先生方のプレゼンはどれも素晴らしく、直ぐにでも導入していけるものも多くありました。

インターネットとの時代が私達の環境を変えようとしています。石橋を叩いて渡らないことも必要かとは思いますが、どうかインターネット・クラウドの橋については「えいや！」で渡ってみて下さい。意外と簡単に渡れるものです。聞くは一時の恥、聞かぬは・・・先ずは「お金を掛けずにココまで出来る」を実践してみたいと思います。

かくいう私も、インターネット・クラウドの橋を渡った一人なのです。

私の父は「税理士という仕事は、鉛筆・消しゴ

ム・ボールペン・カーボン紙・算盤があれば出来る仕事である」とよく言っておりました。私が父と一緒に仕事を始めたのは20年以上前のことになります。なるほどしばらくの間はマイ印箱を持ち、手書き総勘定元帳から試算表の作成という時間が流れました。しかし、平成元年に事務所にオフコンが導入され、試算表が活字で出力され申告書が自動で作成される時代が訪れました。オフコンのハードディスクの容量が45MBで、数年後に容量が足りなくなり4倍の180MBのハードディスクに載せ替えた時の金額が100万円もし、ハードディスクを資産計上したことを覚えています。

そんなオフコン時代も数年後にはWindowsの時代を迎え、「これからはパソコンの時代になる」と父が事務所にパソコンを導入してくれましたが、私のパソコンスキルは全くといって良いほど進歩しませんでした。お前は「あのパソコンを無駄にするのか」と怒られたことを覚えています。そんな折、授業(平成2年から税理士の専門学校(大栄税理士学院 後にDai-X)にて税法の講師を10年間務めていました。)の休み時間に生徒から「先生はドメインを持っていますか? ホームページは?」と私の全く知らない言葉を投げかけられたのです。

この時に私の「生来の負けず嫌い」が首を持ち上げてきたのでした。「君達のお陰で、僕の事務所がペーパーレスになった」と今は税理士になっている私に質問を投げかけた元生徒にこの話をしたのですが、全く覚えていないと言っておりました。

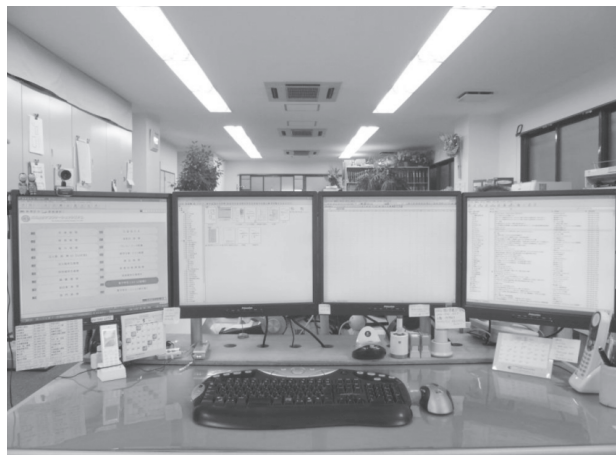
まず事務所の内部環境をパソコンに置き換え LANを構築しパソコンでの会計処理に変換してい

ったのです。ここで一つ間違いを起こしました。パソコンに少しは慣れたと言ってもやはり専門的な知識はそれほどありませんので、パソコン環境の構築を人任せにしてしまったことです。人任せにするとパソコンで問題が発生したときに対処も人任せになってしまいます。そこで、出来る限りシステムの重要部分については自分が納得した上で作り上げるようにしていききました。今ではパソコンで不具合が生じても何とか切り分けをして正常に戻すことが出来るようになりました。

このようにして、今の事務所の原型が出来上がりましたが、平成11年に初代所長の父が亡くなっていなければきっとこのような事務所にはなっていないかと思っています。父は身を呈して、これからの時代を私に任せてくれたのではないかなと今では思うようになりました。

当事務所はペーパーレス事務所として多くのところで知られるようになってきましたが、ペーパーレス事務所は実はたった1本のソフトと出会ったことと税理士フォーラムでの高津先生（芝支部）と堀先生（町田支部）のプレゼン情報を得ることが出来たためだと思っています。

具体的に申し上げますと富士ゼロックスのDocuWorksというソフトとの出会いとパソコンを2画面で構成するという両先生の情報でした。今では私が4画面、職員全員が3画面にて仕事をこなしております。良くお客様から「株」でもやっているの？なんて言われることもあります。外から入ってくる情報を全て電子化し3ないし4画面を駆使



し確認をしながら仕事をするスタイルになっています。机の上に書類がある代わりに電子の書類がディスプレイにあるということです。ディスプレイが机の代わりとなっているわけです。電子データはしっかりとフォルダー管理してあるので「検索」にかかる時間はありません。

会計事務所の差別化は今まではありませんでした。電子申告が会計事務所の「踏み絵」になる時代が迫ってきています。冒頭でも述べましたが、少しでも多くの事務所がインターネットひいてはクラウドの世界に飛び込んできて欲しいと願っております。

おやじ！信彦は税理士の仕事を電子の鉛筆・電子の消しゴム・電子のボールペン・電子のカーボン紙・電子の算盤でしています。そしてパソコンも少しは自分の道具として使えるようになりました。

そして、これが最優秀賞を頂けた理由かもしれません。



各部だより

[総務部]

◎支部幹事会報告

平成22年10月14日（木）10時30分～11時45分

I 審議事項

1. 中央都税事務所との定例連絡協議会日程変更の件

京橋支部（当番支部）より開催日が10月25日（月）に変更になったとの通知があり、日程変更を承認可決した。

2. 税を考える週間記念講演会参加役員確認の件
11月11日（木）14時30分～16時00分に開催される講演会への役員参加の依頼の確認があった。

3. 税を考える週間無料相談チーフ相談員選定の件

例年は支部役員が相談員であったが、今回からは会員にも相談員となっていた。チーフ相談員は支部役員が務めることとして、岡田副支部長、佐々木総務部長をチーフとすることを承認可決した。

4. 平成22年度各種無料相談担当者募集の件
会員への相談参加者申込書を送付することについて、次のとおり今年度の状況報告がされた。

- ① 確定申告無料相談は平成23年2月21日（月）～25日（金）に日本橋公会堂で10時から16時を予定している。
- ② 税理士記念日無料相談は平成23年2月23日（水）に三越前地下通路で10時から16時を予定している。
- ③ 税を考える週間無料相談は平成23年11月11日（金）を予定している。
- ④ 平成23年度各種税務相談は例年どおり、商工会議所、日本橋法人会からの要請に対応したい。

上記の報告をうけて、平成22年度各種無料相談担当者を募集することを承認可決した。

5. 支部役員選挙日程確認の件

板橋則雄選挙管理委員長から支部役員選挙の日程等の説明があった。（審議事項ではないが慣例により審議事項での報告である）

6. 東京税理士会役員選挙支部投票所立会人選任の件

国会からの要請により12月8日の投票日の立会人に木下副支部長、佐々木総務部長を推薦することを承認可決した。

7. 納税表彰式参加役員確認の件

11月12日（金）15時00分～18時00分の納税表彰式へ参加可能な幹事・監事の21名の参加確認を得た。

8. 支部役員推薦委員選任の件

支部役員推薦委員に鈴木宏昌氏、池上悦次氏、増田昌弘氏、河原邦文氏の4名に委嘱することを承認可決した。

II 報告事項

1. 税を考える週間八団体打合せ（9/30）の件
2. 新入会員説明会（10/4）の件
3. 第一ブロック支部連絡協議会（10/5）の件
4. 日本橋税務懇話会（10/16）の件
5. 登録調査（10/13）の件
6. 日本橋支部緊急連絡網改定の件

III 各部報告、理事会報告、委員会報告 以上

平成22年11月13日（金）10時35分～11時30分

I 審議事項

1. 忘年会の件
12月15日（水）に開催することを承認可決した。
2. 新年賀詞交歓会の件
平成23年1月13日（木）にロイヤルパークホテルで開催すること。懇親会の会費は5,000円とすることを承認可決した。
3. 事務局年末年始休業の件
平成22年12月29日（水）から平成23年1月4日（火）までとすることを承認可決した。
4. 支部における独自事業開催の件
平成23年2月から毎月第2水曜日（3月は第1、第2水曜日）午後1時30分から4時30分まで、支部事務局で支部会員が無料税務相談を行うことを承認可決した。

II 報告事項

1. 確定申告連絡協議会（10/21）の件
2. 署との定例連絡協議会・常会・研修・懇親会（10/22）の件

3. 中央都税事務所との連絡協議会 (10/25) の件
4. 税を考える週間行事 (11/11) の件
5. 登録調査 (11/12) の件
6. 納税表彰式 (11/12) の件
7. 平成 23 年 3 月申告用「確定申告書の手引」配布の件
8. 「確定申告電話相談センター」担当者募集お知らせの件
9. 小規模宅地等の特例改正のポイント小冊子配布の件

Ⅲ 各部報告、理事会報告、委員会報告 以上

◎東京税理士会日本橋支部と日本橋税務署との定例連絡協議会、常会、懇親会

- 平成 22 年 10 月 22 日 (金) 10 時 30 分から東実健保会館で日本橋税務署との定例連絡協議会を開催した。(出席者 64 名)

日本橋支部からの質問事項 4 件、要望事項 6 件 (うち e-Tax 関係 5 件) があった。

- 同日同所で 13 時 00 分から常会を開催した。

中島支部長挨拶の後、4 月以降の各部・各委員会報告、理事会報告がされた。(出席者 71 名)

- 同日同所で 17 時 00 分から懇親会を開催した。

日本橋税務署幹部と支部会員との懇親会が開催された。(支部会員出席者 46 名) 以上

◎東京都中央都税事務所と東京税理士会日本橋支部並びに京橋支部との連絡協議会

- 平成 22 年 10 月 25 日 (月) 16 時 00 分から中央都税事務所 6 階会議室で連絡協議会を開催した。

質問事項 2 件、要望事項 14 件 (うち eLTAX 関係 9 件) があった。

【質問】 被相続人に係る個人事業税の賦課確定日はいつになりますか。

【回答】 事業税は本来物税であり、その課税客体は「事業」である。これに対し、市長村民税は本来人税であり、その課税客体は、賦課期日現在の居住する「者」である。したがって、事業税については、被相続人の死亡前の事業に対し既に納税義務は発生しているものであるから、法第 9 条第 3 項の規定により相続人は被相続人に課されるべき事業税を納付すべき義務を負うものであります。

結果、賦課決定日は当該納税通知書が納税者に送達された日になります。

【質問】 分割法人で分割基準の誤りがあった際に、過年度分につき増差税額が発生する地方団体へは修正申告を提出します。この場合、更正の請求期間を超えた場合の減額される地方団体へは、職権で減額更正をしてくれますか。

【回答】 分割基準の誤りについては、更正決定の期間制限 (法定納期限の翌日から起算して 5 年) の間は納税者からの更正請求によって減額することができます。

法人の主たる事務所所在地の都道府県知事は申告内容の修正もしくは更正を行った場合には、その旨を関係都道府県知事へ通知しなければならないこととされています。この通知に基づき適正な処理がおこなわれることとなります。

【研修部】

最近の研修会は支部会議室を利用しています (トイレが少ないので少しご不便をおかけしているかと存じますが…)。先日、芝支部の苅米先生が講師にいらしたとき、「日本橋支部はこのように会議室が利用できて羨ましいですね」と言っておられました。時間も、勤務されている会員あるいは忙しい会員も参加しやすいように、午後 4 時からの研修を増やしています。3 時間の研修でも 7 時には終了しますから、体力的な負担も少ないのではないかと思います。研修部では多くの会員の参加をお待ちしています。研修の開催方法や講師の選定等、忌憚の無いご意見を頂きたいと存じます

研修会の結果報告と今後の予定は次のとおりです。

《最近実施した研修会》

日 時：平成 22 年 10 月 22 日 (金) 14:00～16:45

講 師：日本橋税務署 担当官

会 場：東京実業健保会館 6 階

テーマ：所得税、資産税、消費税、法人税の改正点及び誤りやすい事項

日 時：平成 22 年 10 月 28 日 (木) 16:00～19:00

講 師：税理士 苅米 裕氏

会 場：日本橋支部事務局

テーマ：公益法人課税

日 時：平成 22 年 11 月 1 日 (月) 13:00～16:00

講 師：税理士 中村 慈美氏

会 場：日本消防会館 ニッショーホール

テーマ：資本に係る取引等に係わる税制について

ーグループ法人課税制度を中心としてー

※ 第一ブロック合同研修会（第二回）

日 時：平成 22 年 11 月 8 日（月）13:00～16:00

講 師：日本橋税務署・中央区役所 担当官

会 場：日本橋公会堂ホール

テーマ：年末調整説明会

《今後の予定》

日 時：平成 22 年 12 月 3 日（金）16:00～19:00

講 師：税理士 山田 俊一氏

会 場：日本橋支部事務局

テーマ：Ⅰ プロから寄せられた難問事例

ー換価分割ー

Ⅱ 海外財産への贈与税賦課決定事件

ー東京高裁 H19.10.10 判決ー

日 時：平成 23 年 1 月 13 日（木）15:30～17:00

講 師：落 語 桂 宮治

講 談 宝井 琴柑

太神楽 翁家 和助

講 談 宝井 琴星

会 場：ロイヤルパークホテル

テーマ：新春寄席

※ 支部新年賀詞交歓会 第一部

日 時：平成 23 年 1 月 21 日（金）16:00～19:00

講 師：国士舘大学法学部教授 酒井克彦氏

会 場：日本橋支部事務局

テーマ：法人税の計算における『一般に公正妥当と認められる会計処理の基準』とは何か？

日 時：平成 23 年 2 月 8 日（火）13:00～16:00

講 師：日本橋税務署 担当官

会 場：日本橋公会堂ホール

テーマ：平成 22 年分確定申告にあたっての留意点

《最近実施した税理士雑談室と今後の予定》

日 時：平成 22 年 10 月 14 日（木）17:30～19:30

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成 22 年 11 月 11 日（木）17:30～19:30

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成 22 年 12 月 8 日（水）17:30～19:30

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成 23 年 1 月 11 日（火）17:30～19:30

会 場：日本橋支部会議室

[厚生部]

昨年の秋は野球部の支部対抗野球大会ベスト 4、歌舞音曲部 25 周年記念発表会など例年以上に活発に厚生部活動を行ってきました。今年も多くの皆様に支部行事に参加していただけるように、日本橋支部をもっと盛り上げていけるように活動していきたいと思います。

〈野球部〉

22 年 10 月以降に関する野球部の活動に関してご報告致します。今年度は 9 月末まで 15 勝 2 敗の戦績でした。

10 月 8 日 第一ブロックリーグ5戦 vs 神田支部 1-4 負●

10 月 18 日 第 110 回支部対抗

野球大会 準決勝 vs 新宿支部 1-5 負●

同上 3 位決定戦 vs 上野支部 2-3 負●

11 月 16 日 第一ブロック納会

平成 22 年度優勝表彰式

11 月 19 日 新人テスト 練習会

チーム通算成績 15 勝 5 敗、勝率 7 割 5 分

第一ブロックリーグ 優勝 通算 4 勝 1 敗

第 109 回支部対抗野球大会 3 回戦敗退

第 110 回支部対抗野球大会 4 位

10 月 18 日の本大会最終日をもって、ブロックリーグ及び本大会の日程をすべて消化しました。今期は本大会ベスト 4 の目標を達成し、また第一ブロックリーグにおいては強豪の麻布支部、麴町支部、神田支部を抑え優勝することができました。これも日頃からご協力頂いている先生や諸先輩方他、関係者の皆さまのお陰と心より感謝致しております。本大会最終日進出は達成できましたが、強豪チームの中で勝ち抜く事の難しさをあらためて感じる事となりました。上位チームの投手力はどの支部も



安定感があり、簡単に連打で打ち崩すことは難しいものです。コントロールの良い投手を相手に、いかに球数を投げさせチャンスを広げていくかが今後のチームの課題です。また日頃の練習で行うシート打撃練習では、常に実戦のケースを想定した練習を増やし、プレッシャーかかる試合の中で高い確率で結果を出せるような工夫をおこないたいと思います。今期を総括すると一年を通じてチームは非常に成長をしてきました。特に守備の意識が高まった事が良いリズムを作りその流れで攻撃に集中できる勝ちパターンができました。

内外野の連係からタッチアップを本塁で刺したり、二遊間を中心としたダブルプレーなどが試合数を重ねる中で飛び出し、確実に個々の力や連携プレーの精度が向上しました。

しかしながらそのような技術的な向上以上に、試合中のイニング毎の円陣によりチーム全体の意識が集中し、ベンチ陣も一体となった試合運びが継続的にできた事が高いチーム勝率に繋がりました。来期も引き続きチームワークを第一に楽しく怪我の無い活動が続けて行きたいと思います。

来期も1月から月に2度の全体練習や有志によるキャッチボールやトスバッティングを行う予定です。秋季大会の結果から春に行われる第111回大会では初戦から強豪チームとの対戦が決定しています。大会で好成績をあげるための練習内容を検討し、少ない限られた時間の中で質の高い練習を心掛けたいと思います。

勝利を目指し活動中の野球部ですが、あくまでも厚生部の活動の一環として支部会員の交流と健康維持を目的としています。特にタプブリと柔軟体操を行うことで年間を通じて故障者が出ないよう心がけています。今まで一度も野球部への活動へ参加のなかった先生方も是非柔軟体操やキャッチボールへの参加をお待ちしていますので、今後とも日本橋支部野球部へのご理解とご協力をお願い致します。

〈囲碁部〉

11月25日(木) 秋季支部囲碁大会が当支部会議室にて開催されました。事務の繁忙期、高齢化による体調不十分などあって、参加者6名、各人4回対戦することとしました。相手が石を置くや間髪を入れずに石を置く攪乱型、「ウム、ウム」とうなって

なかなか石を打たない焦らし型等々それぞれ個性を発揮して熱戦が繰りひろげられました。結果は、次のとおりです。

優 勝 池上 悦次 四段 3勝1敗
準優勝 大久保速雄 四段 3勝1敗
一 位 原口 義弘 四段 2勝2敗

上位は四段者ばかりですが、各人の実力は紙一重。次回は春三月です。捲土重来を期待します。

平成23年前半期の日程は、次のとおりです。

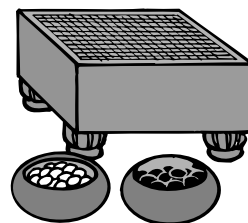
◎京橋支部との親善囲碁大会 1月15日(土)

◎春季支部囲碁大会 3月25日(金)

◎プロ棋士指導 4月14日(木)

◎月例会 1/27、2/10、5/19、6/28

場 所：1月は京橋支部会議室、他は当支部会議室



〈ボーリング部〉

ボーリング大会は、11月24日品川プリンスホテルボーリングセンターにて、会員18名、所員・家族20名、日本橋税務署職員18名 総勢56名の参加により、14レーンにて2ゲームを楽しみました。ゲームの後は、同ホテル内にて、食事付きの表彰式を行いました。

ゲームの結果は、以下の通りです。(敬称略)

(団体戦)	優 勝	三ヶ尻・青柳事務所	1,028点
	準優勝	猪俣・佐々木・大澤事務所	893点
	3 位	藤山・大久保・中武事務所	834点
(会 員)	優 勝	三ヶ尻忠敬	349点
	準優勝	青柳 聡	335点
	3 位	藤山 清春	333点
(職 員)	優 勝	戸田 稔	275点
	準優勝	高松 秀有	246点
	3 位	坂田 雅大	236点
(女 子)	優 勝	三ヶ尻詩乃	344点
	準優勝	小瀬すず子	293点
	3 位	岡本 早苗	276点
	ハイゲーム	青柳 聡	181点

〈ゴルフ部〉

1. 第276回 TNG 会 10月7日(木)

相模原ゴルフクラブ 23名参加

TNG 会開催ゴルフ場は千葉県、茨城県が多くなってしまいがちなので、神奈川方面の皆様も参加しやすいように相模原ゴルフクラブで行いました。フラットながら距離があり、しっかりとしたコースマネジメントが要求されるコースでした。

優 勝	小田 英 敏	会 員	G90	N69
第2位	鳴 海 悠 祐	会 員	G85	N72
第3位	廣 田 慶 一	会 員	G93	N74
ベスグロ	森 一 郎	会 員	OUT40	IN40

2. 第14回支部対抗ゴルフ大会 10月26日(火)

取手国際ゴルフ倶楽部 西コース

昨年のこの大会で日本橋支部は団体戦準優勝をしているので、昨年と同じベスグロ常連のメンバー、森一郎会員、菅原一泰会員、高山房之会員、徳田益和会員の4名に参加していただきました。結果は10位に終わりましたがトップとの差はわずかで大接戦でした。

3. 第277回 TNG 会 11月4日(木)

船橋カントリー倶楽部 23名参加

スタート時は肌寒い感じでしたがゴルフ日和になりました。フェアウエーは広いコースでしたが、林に打ち込んでスコアを崩す人も多かったようです。TNG 会は毎回2~3名の初参加者がいらっしやいます。今年も多くの会員にご参加いただければと思います。

優 勝	森 一 郎	会 員	G78	N73
第2位	高 山 房 之	会 員	G88	N75
第3位	二 瓶 正 之	会 員	G92	N75
ベスグロ	森 一 郎	会 員	OUT42	IN36

今後の予定、平成23年4月開催予定(2月募集)お楽しみに。



〈テニス部〉

秋季東京税理士会テニス大会が10月8日(金)に有明テニスの森庭球場で開催されました。日本橋支部からは、中島美和・丹羽正裕組、河野拓・青木久直組、佐々木則司・岩川由美子組の3組が出場しました。午前中の予選の後、佐々木則司・岩川由美子組が混合ダブルス1位グループへ、中島美和・丹羽正裕組、河野拓・青木久直組が男子ダブルス4位グループへ参戦しました。試合の結果、中島美和・丹羽正裕組が男子ダブルス4位グループで優勝しました。小さいながらも優勝カップが日本橋支部にもたらされました。



東京税理士会支部対抗テニス大会が11月9日(火)に有明テニスの森庭球場で開催されました。日本橋支部からは、中島美和・佐々木則司・櫻井和儀・野澤慶太郎・岩川由美子・青木久直の6名で参加しました。本戦トーナメントでは、初戦で惜しくも1回戦負けとなりました。敗者復活戦のコンソレ1回戦敗退トーナメントでは、順調に勝ち上がったものの強豪京橋チームと当たってしまい惜しくも3位となりました。

テニス部では繁忙期を除き月1回のペースで練習会を開催しております。練習内容は、初心者からベテランまでレベルにあった練習プログラムをプロの松岡コーチが組み立ててくれます。新入会員も随時募集しておりますので、参加希望の方は支部事務局まで連絡下さい。

[組織部]

10月4日

新入・転入会員の業務説明会において、支部規則並びに緊急連絡網を配布しました。

10月18日

日本橋支部緊急連絡網を8月31日現在の会員

をもとに作成し、所属ブロックごとの連絡網を全会員に向けて発送しました。記載内容等に誤りがありましたら支部事務局まで連絡願います。中央区の防災マップは中央区のホームページでご覧になることが出来ます。また、支部にも中央区防災マップをご用意しております。必要な方は支部まで連絡下さい。

[綱紀監察部]

1. 以下の会議が開催されました。

支部と署との綱紀監察連絡協議会

日 時：平成22年11月18日（木）

午前 10 時 30 分より

場 所：日本橋支部事務局

出席者：日本橋税務署より白尾総務課長、恩田総務課長補佐

芝税務署より大高恭子税理士専門官

支部より浅井・星野・東原

議 題：綱紀問題、にせ税理士の実態とそれへの対応

2. 「税理士証票」及び「会員章（バッジ）」の所持確認について

平成23年2月2日（水）

午前 10 時から午後 4 時まで、支部会議室に於いて平成 22 年度の所持確認を実施いたします。

対象者は、平成 21 年度に点検を受けていない方です。

[税務支援対策部]

日本橋税務署、日本橋法人会、東京商工会議所等からの依頼を受け『税務相談等のための会員派遣』を次のとおり行いました。

多くの先生方にご支援、ご協力をいただきましてありがとうございました。

《税務相談》

○日本橋法人会からの依頼分

平成22年実施日	会 場	担当税理士
10月6日（水）	法人会事務局	猪股 正明
10月20日（水）	〃	二瓶 正之
11月10日（水）	〃	福嶋 孝臣
11月21日（水）	〃	野本 徳治
12月1日（水）	〃	結城 昌史

《窓口専門相談》

○商工会議所本部からの依頼分

平成22年実施日	会 場	担当税理士
10月1日（金）	中小企業相談センター	結城 昌史
10月22日（金）	〃	山崎 健
11月12日（金）	〃	佐野 典子
12月7日（火）	〃	岩本 忠司

○商工会議所中央支部からの依頼分

平成22年実施日	会 場	担当税理士
9月15日（水）	中央区京橋プラザ	成松 博典

《消費税説明会》

○東京会からの依頼分

平成22年実施日	会 場	担当税理士
12月3日（金）	日本橋税務署 6 階	若狭 茂雄

上記の他、

○日本橋税務署からの依頼分

新規開業等の青色申告者に対する記帳指導を下記の先生方をお願いしております。

担当税理士
赤坂 光則
佐野 典子
林 孝子
岩川由美子

《税を考える週間行事》

11月11日（木）日本橋プラザと三越前駅地下通路にて税の無料相談を実施。

12名の先生方にご協力いただき58件の相談が寄せられました。

[情報システム委員会]

10月4日（月）

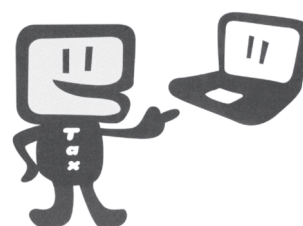
税務署内において、法人会、税務署、日本橋支部三者で電子申告普及について会合を開いた。

10月25日（月）

支部会員に対してアンケート調査を実施した。

11月26日（金）

日本橋支部において電子申告に関する研修会を開いた。



支部会員異動のお知らせ

平成22年10月1日～
平成22年11月30日

〈入会〉

10月20日 宇田川洋二 〒103-0014
日本橋蛸殻町1-32-9
深山ビル302号
電話 6231-0559

10月20日 平沢 親範 〒103-0027
日本橋1-4-1
日本橋1丁目ビルディング16階
税理士法人平成会計社
電話 3231-1858

11月2日 池頭 邦之 〒103-0027
日本橋3-1-2
NTA日本橋ビル8階
税理士法人みなと財務 東京事務所
電話 3272-8561

11月17日 中山千代子 同 上

11月17日 渡邊 剛徳 〒103-0028
八重洲1-4-21

日本橋1-4-1
日本橋1丁目ビルディング16階
電話 3231-1856

10月8日 大木 健司 麻布支部より
〒103-0027
日本橋1-4-1
日本橋1丁目ビルディング16階
税理士法人平成会計社
電話 3231-1858

10月8日 小山 絵美 同 上

10月8日 西田 康彦 同 上

10月21日 増渕 俊介 同 上

10月21日 三橋 秀一 同 上

11月8日 小野塚裕子 四谷支部より
〒103-0028
八重洲1-7-20
税理士法人東京総合会計
大森支部より
〒103-0014
日本橋蛸殻町
1-32-2-401号
電話 6661-9177

〈転入〉

10月1日 新井 政明 本郷支部より
〒103-0013
日本橋人形町1-8-4
東商共同ビル7階
電話 3662-8151

10月4日 石川 一実 麻布支部より
〒103-0027
日本橋1-4-1
日本橋1丁目ビルディング16階
税理士法人平成会計社
電話 3231-1858

10月4日 海老澤幸治 同 上

10月4日 加藤 夏芽 同 上

10月4日 清水 規人 同 上

10月4日 白井 瑞明 同 上

10月4日 菅原 英樹 同 上

10月4日 高橋 典秀 同 上

10月4日 爲我井麻理 同 上

10月4日 平山由美子 同 上

10月4日 水村 陽介 同 上

10月4日 大竹 義紀 麻布支部より
〒103-0027

〈事務所住所変更〉

鈴木 研 〒103-0013
日本橋人形町2-16-2
人形町Uビル5階

山田 幸男 同 上

〈転出〉

堺屋 武 芝支部へ

女ヶ沢 亘 本所支部へ

石田 明 麹町支部へ

小泉 大輔 芝支部へ

〈退会〉

松澤 大之 東京地方会へ

中央都税事務所からのお知らせ

～23 区内に償却資産をお持ちの方へ～

1月 は 固定資産税(償却資産)の申告月です (23区内)

償 却 資 産 と は	会社や個人で、工場や商店などを経営している方が、事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等
申告が必要な方	平成23年1月1日現在、償却資産を所有している方
申 告 先	償却資産が所在する区にある都税事務所の償却資産係
申 告 期 限	平成23年1月31日(月)

詳しくは、「申告の手引き」または主税局ホームページをご覧ください。資産が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

償却資産の申告には、電子申告(eLTAX:エルタックス)もご利用できます

【電子申告についてのお問い合わせ先】

eLTAX (地方税ポータルシステム)

ホームページ <http://www.eltax.jp/>

サポートデスク ☎ 0570-081459 (IP 電話・PHS から : ☎ 03-5765-7234)

※ 午前8時30分から午後9時00分まで(土日祝・年末年始(12/29～1/3)を除く)



【お問い合わせ先】中央都税事務所 償却資産係 03-3553-2169

個人事業者向け省エネ促進税制について

平成22年1月1日から、中小企業者のうち「個人事業者向け」の省エネ促進税制の適用期間が始まりました。平成22年1月以降、環境局が指定する省エネ対象設備を取得した個人事業者のうち、個人事業税の納税者で、下表に該当する場合に減免の対象となります。

なお、個人事業税は、暦年の所得に対して翌年度に課税されますので、平成22年中に対象設備を取得した場合、平成23年度の定期課税分から減免の対象となります。したがって、平成22年度に納税通知書を発送する個人事業税は減免の対象にはなりません。対象設備は、法人の場合と同様ですが、適用期間や減免申請の開始等、異なる部分がありますので注意してください。

対 象 者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した『個人事業者』
対 象 設 備	次の要件を満たすもの ①温室効果ガス総量削減義務対象外の事業所において取得されたもの ②「省エネルギー設備 * * 及び再生可能エネルギー設備」(減価償却資産)で、環境局が導入推奨機器として指定したもの ** 空調設備、照明設備、小型ボイラー設備 導入推奨機器の一覧については、環境局ホームページをご覧ください。 (http://www.8.kankyo.metro.tokyo.jp/eco_energy/index.html)
減 免 額	設備の取得価額(上限 2,000 万円)の2分の1を、取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税の税額から減免 ただし、当期税額の2分の1を限度 ※ 第1期分の納期限後に、減免申請を行った場合、第2期分の税額の2分の1が限度 ※ 減免しきれなかった額は、減免申請を行った翌年度の税額から減免可
適用期間	平成22年1月1日から平成26年12月31日までの間に、各年中に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	取得した年の翌年度に発行される「個人事業税の納税通知書」に記載された納期限までに、必要書類を添付して減免申請書を提出してください。

【お問い合わせ先】

・東京都主税局課税部課税指導課個人事業税 03-5388-2969
・中央都税事務所 個人事業税係 03-3553-2157

編 集 後 記

謹んで新年のお喜びを申し上げます。

昨年は、政治・経済とも混沌として、国民にとって良いことは少なかったように思いますが、本年は経済が少しでも明るく希望の持てる年になりますように。まずは、金融市場の安定を願い、表紙の写真に広報のS先生に日銀を撮ってもらいました。

この新年号で恒例の「年男年女」、研究論文等、ご多忙のなかご寄稿いただきました会員の

皆様には心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

これから税の繁忙期を迎えますが、会員の皆様にはお体ご自愛の上ご活躍ください。

第128号原稿締切……………平成23年3月末日

発行予定……………平成23年5月1日

編集委員 高橋美津子 小出純江 櫻井和儀

小畑孝雄 鈴木幸信 梅田文江 高木武彦

東京商工会議所の

無担保・無保証人融資(マル経融資)のご案内

～ 先生ご自身・顧問先事業所様の事業資金にご活用下さい!～

「マル経融資」は小規模事業者の方々の経営をバックアップするために、無担保・無保証人で(保証協会の保証も不要) 商工会議所の推薦に基づき融資される国(日本政策金融公庫)の融資制度です。

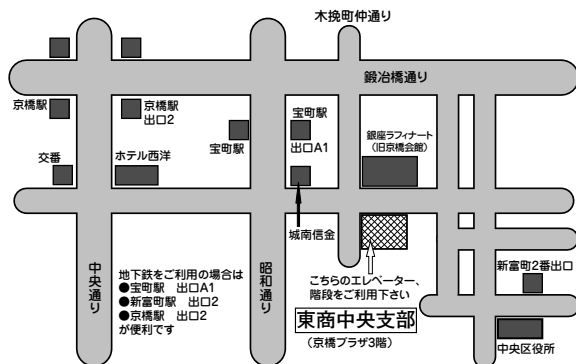
〈融資対象となる方〉

- 従業員20人以下(商業・サービス業は5人以下)の法人・個人事業主の方
(パート・アルバイト、法人企業の役員・家族従業員等は人数から除きます)
- 最近1年以上、同一商工会議所の地区内で事業を営んでいる方
- 商工業者であり、かつ、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる方
- 税金(所得税・法人税・事業税・住民税等)を完納している方 等

〈ご用意いただく書類〉

- 個人事業主の方
 - ・前年・前々年の青(白)色決算書および確定申告書(控)
 - ・所得税・事業税・住民税の領収書又は納税証明書
 - ・(設備資金をお申込みの場合)見積書・カタログ 等
- 法人企業の方
 - ・前期・前々期の青(白)色決算書および確定申告書(控)
 - ・(決算後6か月以上経過の場合)最近の試算表
 - ・法人税・事業税・法人住民税の領収書又は納税証明書
 - ・商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
 - ・(設備資金をお申込みの場合) 見積書・カタログ 等

※不動産をお持ちの方で新規申込の場合は、現在の権利関係が記載されている不動産謄本の提示をお願いします。
 ※必要に応じて追加資料をお願いする場合がございます。
 ※東商会員・非会員を問わずご利用いただけます。



融資の条件

資金使途

運転資金
設備資金

融資限度

1,500万円

返済期間

運転資金 7年以内
設備資金 10年以内担保
保証人

不 要

(保証協会の保証も不要です)

利 率

年1.85%
(平成22年11月11日現在)

- 利率は金融情勢によって変わります。
- 中央区より支払利率の30%を補助!
- 審査の結果ご希望に添えない場合がございます

※上記の融資限度額、返済期間の取り扱いは、平成23年3月31日の日本政策金融公庫受付分までとなります。

経営に関するお悩み承ります(要予約)

弁護士による無料 法律相談
毎月第3火曜日 午後1時～4時(1・8月を除く)
税理士による無料 税務相談
1月、2月 第2・4水曜日 午後1時～4時
2/16～18、3/1～3 午前10時～午後4時

【お問い合わせ・お申し込み】

東京商工会議所 中央支部

〒104-0061

中央区銀座1-25-3 区立京橋プラザ3F

TEL 03-3538-1811

仲間の評判は、
確かでした!



顧問料
の集金

始めて実感、使って納得。

税理士協同組合の報酬自動支払制度

税理士報酬専門の口座振替による自動集金システムです。
e-NET (オンライン型) と POST (郵送型) の2つの方式から選べます。

税理士協同組合事務代行政社

株式会社 日税ビジネスサービス

☎0120-155-551

URL <http://www.nichizei.com/nbs/hs/>

〒163-1588 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階



保障の幅が広がって
もっと頼れる医療保険、
新登場!!

医療保険

もっと頼れる医療保険

新EVER
エヴァー

ViP大型総合保障制度

全税共会員の皆様は
「集団取扱」で
保険料が割安!

1 病気もケガも一生涯保障します!

保障は途切れることなく、一生涯続きます。
1泊2日はもちろん、日帰り(1日)入院も保障し、
1回の入院は、最高60日まで保障します。



2 手術の範囲が広がりました!

健康保険が適用となる約1,000種の手術*を保障。
「入院ありの手術」はもちろん、「入院なしの手術」や
放射線治療を受けたときも保障します。
健康保険制度適用外の先進医療を受けたときには一
時金をお支払いします。



※一部、支払対象外となる手術があります。

★詳しくは、パンフレット(契約概要)をご覧ください。

引受保険会社/アフラック 首都圏総合支社 TEL.03-3344-1580

〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエストビル17階 AF069-2009-0362 11月2日

お問い合わせ先 ■全税共保険取扱代理店

募集代理店 株式会社 共栄会保険代行

☎0120-922-752

URL <http://www.nichizei.com/khd/>

〒163-1588 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階



税理士界一筋28年の 実績と信頼

不動産
の売買

ご成約

売却・購入

相続関連
業務

財産評価
サポート

広大地
評価

鑑定評価

有効利用



「日税なら安心して関与先に紹介できる」と
評価いただいています。

税理士協同組合指定会社

株式会社 日税不動産情報センター

TEL 03-3346-2220

URL <http://www.nichizei.com/nf/>

〒163-1588 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階



税理士とその関与先のために

NICHIZEI GROUP

日税グループからの
お知らせです。

■全国税理士共栄会
会員・準会員の皆さまへ

全税共の所得補償保険は病気や
ケガで働けなくなった時、収入を
維持していく為の保険です。入院だけでなく、医師の指示
に基づく自宅療養による就業不能時も補償します。

所得補償保険
自動車・火災保険

団体所得補償保険

- 最長一年間補償
- 無事故20%返れい

団体30%
割引適用

団体長期障害所得補償保険
(生涯収入プロテクション)

- 70歳までの超長期補償
- うつ病などメンタルに関する電話無料相談付帯

■税理士協同組合 組合員の先生・
事務所勤務の皆さま専用

自動車保険・火災保険

集団扱
5%割引



このチラシは概要を説明したものです。ご加入を検討するにあたっては、「商品パンフレット」「ご契約の
しおり」等によって詳しい内容を必ずご確認ください。

引受保険会社/株式会社 損害保険ジャパン 営業開発第二部 第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL.03-3349-4034 SJ10-01264 (2010.5.13)

お問い合わせ先 ■全税共・税理士協同組合指定代理店

株式会社 日税サービス

TEL 03-5323-2111

URL <http://www.nichizei-net.com>

〒163-0709 東京都新宿区西新宿2丁目7番1号 小田急第一生命ビル9階



VISA CARD · MASTER CARD



ステータスの証明。



税理士マーク入りの特製カード



ゴールドカードの特典

- 200万円までのローンと旅行傷害保険つき
- DCドクターホットライン／無料医療相談が24時間いつでも受けられます。
- お問い合わせ先／DCカードコールセンター
TEL 03-3770-1177

東京税理士協同組合 <http://www.tozeikyo.or.jp>

組合事務局 〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1 東京税理士会館 別館2階 TEL 03(5363)2011(代)

直営売店 〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6 東京税理士会館1階

TEL 03(3354)6141(代)



◀ 署との定例連絡協議会



▲ 中央都税事務所との連絡協議会



◀ 税を考える週間 (東京メトロ三越駅半蔵門線銀座線連絡通路)



▲ 税を考える週間 (日本橋プラザ)



税を考える週間 (八団体による
e-Tax・eLTAX利用推進宣言) ▶



▲ テニス部 (支部対抗戦)

◀ ボーリング大会

◀ 円内 男子会員の部優勝 三ヶ尻忠敬会員
 女子の部優勝 三ヶ尻詩乃さん